

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー評議会(以下、IFAB)から 2019 年 8 月 7 日付回状第 16 号をもって「第 16 条-ゴールキック-解釈の明確化」について通達がありました。通達自体の日本語訳は、以下のとおりです。

今回の通達は、2019/20 年の競技規則の改正により、第 16 条-ゴールキックにおいて、「ゴールキックは、けられて明らかに動いたならば即座にボールはインプレーとなる。“競技者がボールを触れられるのはボールがペナルティーエリアを出てから”という要件は削除された」ことについて、世界各地から IFAB に質問が寄せられたためこの通達が発信されました。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。なお、これらの解釈は、「2019/20 年の競技規則」を適用する大会、試合に適用されます。

第 16 条-ゴールキックにおける解釈の明確化について

FIFA 女子ワールドカップ、FIFA U20 ワールドカップあるいは各大陸や各国の大会で見られたように、競技規則 2019/20 の改正は、うまく施行されている。特に「第 16 条-ゴールキック」にかかる改正によって試合が早くまた積極的に再開することが多くなった。もっとも、2 つの状況に関する質問が世界中のサッカーから寄せられたことから、次の様に解釈を明確化することとした。

1. ゴールキーパーがボールを“リフトして”チームメイトにパスし、その後、頭や胸を用いてゴールキーパーに戻すプレー

ゴールキックの時、ゴールキーパーがボールを小さく上にけて(リフトして)チームメイトにパス、その後ゴールキーパーが手でキャッチしプレーに戻せるようチームメイトがボールを頭や胸で返すことができるかどうか、意見が二分される議論があった。このプレーが競技規則の“精神”として許されるものかどうかテクニカルやレフェリーの専門家による見解は二分されたことから、今後、国際サッカー評議会(IFAB)技術小委員会において(正式に)議論されることになった。現在のところの見解は、このプレーは認められないが、反則とはしないとしている。このようなプレーが行われた場合、主審はゴールキックを再び行うように命ずることとなる(ただし、懲戒の罰則は与えられない)。

2. ゴールキックが行われるときにペナルティーエリア内に相手競技者がいる

第 16 条は、ゴールキックが行われるまですべての相手競技者はペナルティーエリア外にすることを求めている。キックが行われる前に相手競技者がペナルティーエリア内に残っていた、あるいはエリアに進入し、ボールをプレーしたり、ボールに挑んだり、触れた場合、ゴールキックは

再び行われることになる。

しかしながら、第 16 条は“第 13 条(フリーキック)3. 反則と罰則”に示されている「クイック」フリーキックの原則も適用されることから、ペナルティーエリアから出る時間が無いことで相手競技者がエリア内に残っていた場合、主審はプレーを続けることを認める。

実際のところ、これは、主審がゴールキックについてもフリーキックと同じ方法で対応すべきであることを意味している(守備側チームのペナルティーエリア内で守備側チームに与えられた守備側チームのフリーキックも)：

- キックが素早く行われなければ、相手チームの競技者はペナルティーエリア外にいて、キックが行われるまでエリア外に留まっていなければならない。
- キックが素早く行われ、相手競技者が本当にペナルティーエリアから出る時間がない場合、相手競技者はキックを行うことを妨害したり、阻止することはできないが、ボールがインプレーになった後であれば、ボールをインターセプトすることができる。これは守備側チームがキックを素早く行うことによって利益を得ようとクイックでキックを行っているので認められる。また、競技規則は、素早いキックが「うまくいかなかった(相手にボールが取られてしまうなど)」場合でも、それを「救う(やり直しなどをする)」ことまでは意図していない。
- キックが素早く行われた場合であっても、キックが行われる前に意図的にペナルティーエリア内に留まったり、進入した競技者は不正な利益を得るべきではない。

相手チームの競技者が(上記のような)反則を犯した場合、ゴールキックは再び行われる。反則が何度も犯されない限り(繰り返し反則する)懲戒の罰則は与えられない。

日本協会の解説(第 13 条-フリーキック:ペナルティーエリア内の守備側チームのフリーキック)

- 本通達で 2 つの状況について明確化された解釈については、守備側チームに与えられた自分たちのペナルティーエリア内のフリーキックにおいても同様の解釈となります。
- 本通達で 2 つの状況について明確化された解釈については、守備側チームに与えられた自陣のペナルティーエリア内のフリーキックにおいても同様の解釈となります。

主審は、フリーキックのときの 9.15m の距離をコントロールする技量を備え、その技量や上記「フリーキックに関する原則」を用いて、ゴールキックと守備側チームに与えられたペナルティーエリア内のフリーキックに対応しなければならない。

これらの“明確化”が第 16 条の正しい適用の手助けになることを期待すると共に審判員、大会参加者またメディアに伝えていただくようお願いする。

国際サッカー評議会

事務総長 ルーカス・ブラッド

<本件に関するお問い合わせ>
公益財団法人日本サッカー協会 審判部
TEL:03-3830-1811